

令和2年2月28日
関東運輸局
自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を伸長します ～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対応を講じていく必要があります。

自動車検査証の有効期間満了後も自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければなりません。早急に感染拡大防止策を実施する必要があるとともに、特に年度末の繁忙期には不特定多数の申請者が全国の運輸支局等の窓口集中するため、感染拡大のリスクが増大することから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、2月28日から3月31日までの自動車全て
（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

○措置内容

自動車検査証の有効期間を4月30日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、4月30日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

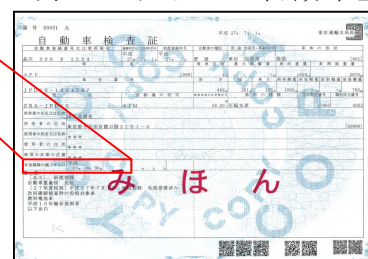
なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが4月30日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

有効期間の満了する日	平成32年3月31日
------------	------------



<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 鈴木、占部 TEL : 045-211-7255 (直通) FAX : 045-201-8813

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、物流専門紙、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和元年10月台風第19号の被害に伴い東京都西多摩郡奥多摩町日原地区に使用の本拠を有する車両について日原地区から同地区外とへの交通が可能となった日の2週間後の日の翌日まで伸長。
- 令和元年10月台風第19号の被害に伴い宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長。
- 令和元年9月台風第15号の被害に伴い袖ヶ浦自動車検査登録事務所及び千葉県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大1ヶ月伸長。
- 令和元年7月豪雨の被害に伴い鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する車両について2日伸長。
- 平成30年9月北海道胆振東部地震の被害に伴い北海道全域に使用の本拠を有する車両について12日伸長。

(参考3) 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

茨城県

令和2年2月28日

関東運輸局 茨城運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

栃木県

令和2年2月28日

関東運輸局 栃木運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

群馬県

令和2年2月28日

関東運輸局 群馬運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

埼玉県

令和2年2月28日

関東運輸局 埼玉運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

千葉県

令和2年2月28日

関東運輸局 千葉運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

東京都

令和2年2月28日

関東運輸局 東京運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

神奈川県

令和2年2月28日

関東運輸局 神奈川運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

山梨県

令和2年2月28日

関東運輸局 山梨運輸支局長

自動車検査証の有効期間の伸長について ～新型コロナウイルス感染症対策～

令和2年2月28日

更新: 令和2年3月16日

国土交通省 自動車局

整備課、保障制度参事官室

伸長の目的

- 自動車検査証の有効期間満了後も当該自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない、当該手続きを行うために、不特定多数の申請者が全国の運輸局等の窓口を訪れます。
- 年度末の繁忙期については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、患者クラスター(集団)を生み出すことを防止する集中的な対応が重要です。
- このため、当該期間に自動車検査証の有効期間が満了する車両について、自動車検査証の有効期間を伸長し、全国の運輸支局等の窓口に申請者が集中しないよう分散を図ることとします。

車検の伸長とは？

- 運輸支局長の権限によって、天災等により継続検査（車検）を受けることができないときに、地域と期間を定めて自動車検査証の有効期間を伸長するものです。
- 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例では、以下のものがあります。
 - ① 令和元年10月台風第19号の被害に伴い東京都西多摩郡奥多摩町日原地区に使用の本拠を有する車両について日原地区から同地区外とへの交通が可能となった日の2週間後の日の翌日まで伸長
 - ② 令和元年10月台風第19号の被害に伴い、1都13県の地域に使用の本拠を有する車両について、最大2ヶ月伸長。
 - ③ 令和元年9月台風第15号の被害に伴い、袖ヶ浦自動車検査登録事務所及び千葉県の一部地域に使用の本拠を有する車両について、最大1ヶ月伸長。

対象となる自動車

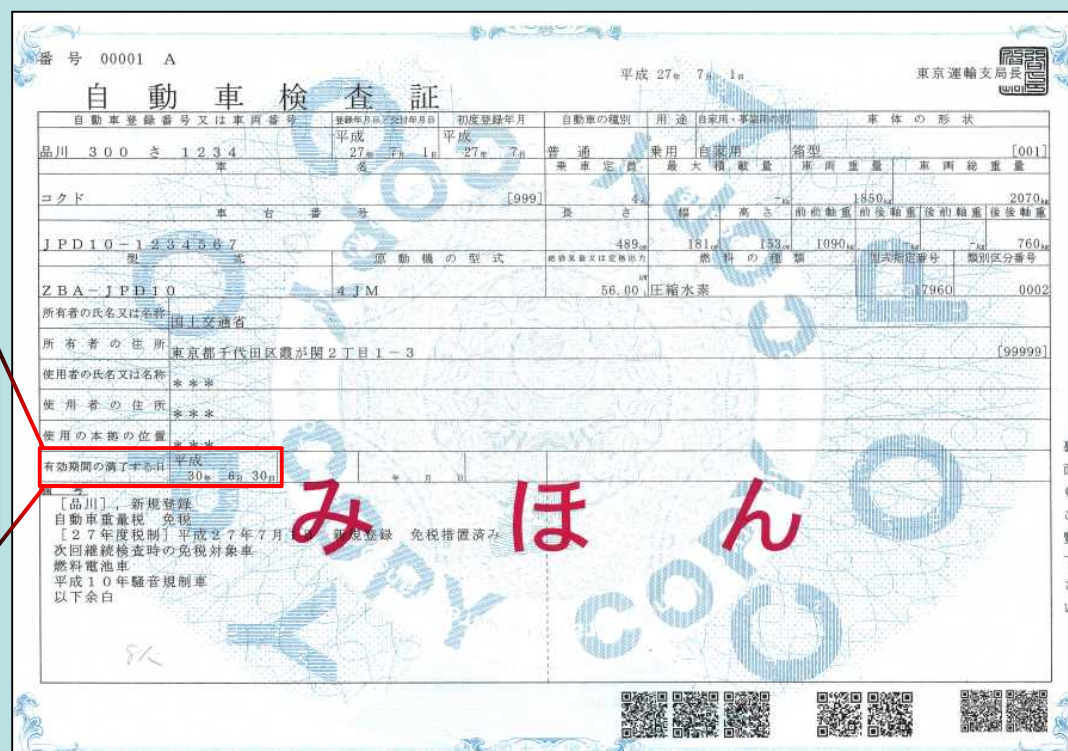
- 自動車検査証の有効期間の満了する日が、
「令和2年2月28日から同年3月31日までのもの」

車検証の「有効期間の満了する日」をご確認ください。

有効期間の満了する日

平成
32年 2月28日
～
32年 3月31日

※満了日は、「平成32年」または、「令和2年」と記載



番号 00001 A 平成 27 年 7 月 1 日 東京運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	品川 300 さ 1234	登録年月日	平成 27 年 7 月 1 日	初度登録年月	平成 27 年 7 月	自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用	箱型	車体の形状	[001]
コクド		車台番号	[999]	長さ	4.2m	高さ	1.85m	前軸重	1850kg	後軸重	2070kg	車両重量	2070kg
JPD10-1234567		型式		原動機の型式	489	燃料の種別	ガソリン	燃料消費率	18.1	燃費	13.3	型式附記番号	760
ZBA-JPD10		4JM		56.00	圧縮水素			7960				0002	
所有者の氏名又は名称	国土交通省												
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2丁目1-3												
使用者の氏名又は名称	※※※												
使用者の住所	※※※												
使用の本拠の位置	※※※												
有効期間の満了する日	平成 30 年 6 月 30 日												

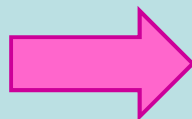
【品川】：新規登録
自動車重量税 免税
「27年度税制」平成27年7月1日以後登録 免税措置済み
次回継続検査時の免税対象車
燃料電池車
平成10年騒音規制車
以下余白

裏面もご覧下さい。

伸長の措置内容

- 自動車検査証の有効期間の満了する日を、
「令和2年4月30日」までとします。

有効期間の満了する日	平成
	32年 2月28日
	～ 32年 3月31日



有効期間の満了する日	平成
	32年 4月30日

※満了日は、「平成32年」または、「令和2年」と記載

- ※ ただし、実際に運行の用に供しない場合は、伸長を希望されない使用者もいることから、有効期間を伸長しないケースも存在します。
- 対象車両については、4月30日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。
- なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

伸長の措置内容

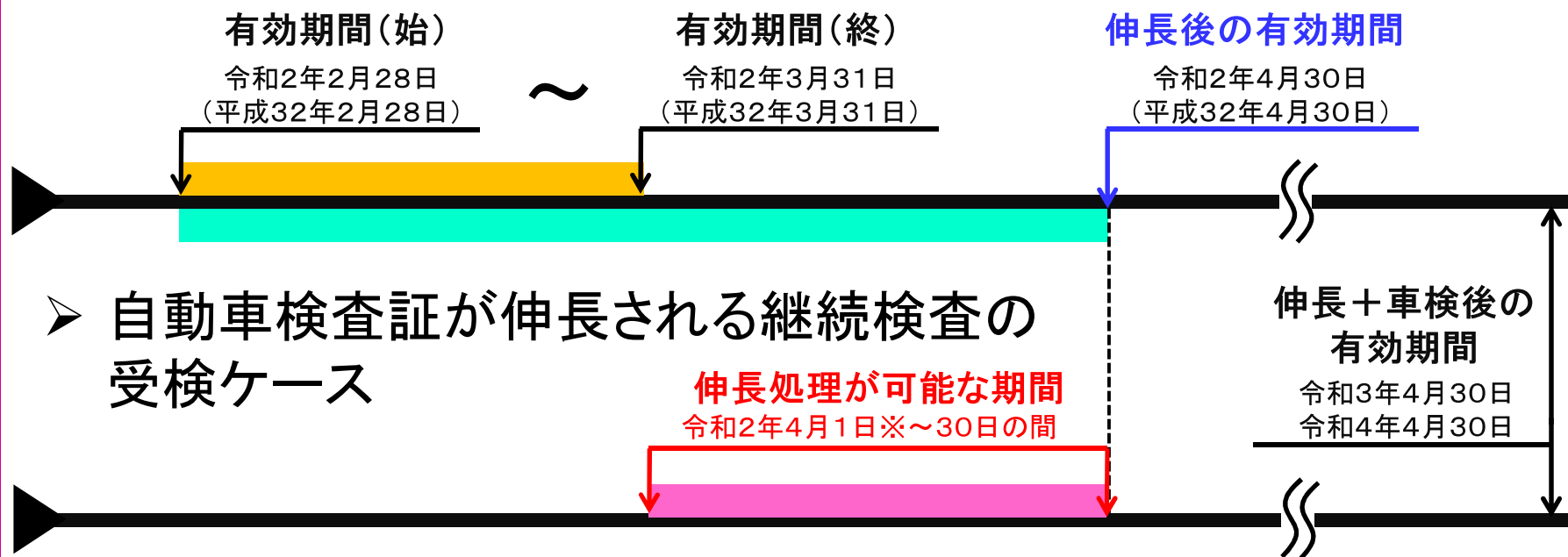
➤ 自動車検査証の伸長期間



が、有効期間の伸長対象となる自動車



が、伸長される有効期間(令和2年4月30日)



※伸長の手続きは1ヶ月前(3月30日)から可能ですが、今回の伸長の主旨をふまえて、4月1日以降と記載させて頂きました。

伸長の措置内容

➤ 自動車検査証が伸長されない継続検査の受検ケース



が、車検の申請期間

① 伸長期間(4月30日)の1ヶ月前より前(3月29日以前)に検査を受けたもの

令和2年3月29日
(平成32年3月29日)



車検後の有効期間

- ① 旧有効期間満了日の翌日から起算して1(2)年の日
- ② 検査の日から起算して1(2)年の日

② 伸長の手続き期間中の検査申請の際に伸長する旨の申告がないもの

令和2年4月1日
(平成32年4月1日)

令和2年4月30日
(平成32年4月30日)



※申請②については、伸長後の有効期間(令和3(4)年4月30日)を満足する自賠責保険証明書の提示の無いものを含まず。

自賠責保険の取扱い

- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の手続き（締結手続きの特例措置）については、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約について、継続契約の締結手続きが4月30日を限度として猶予されます。
- なお、改めて締結手続きする際には、車検伸長後の有効期間と、継続検査更新後の有効期間の両方を満たす期間の自賠責保険に加入する必要があります。

※ 詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



自賠責保険の取扱い

➤ 自動車検査証を伸長する場合の自賠責保険の契約(例)



車検証(現)
の有効期間
令和2年3月29日
(平成32年3月29日)

車検の申請
令和2年4月10日

伸長+車検後の
有効期間
令和4年4月30日

保険(新)の契約
令和2年4月10日



自賠責保険(現)
の保険期間
令和2年3月30日
(平成32年3月30日)

この際の保険期間は、
① 令和2年3月30日から
② 令和4年5月1日以降
でなければなりません。

関係法令等

道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)(抜粋)

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

自動車検査証の伸長に係る有効期間について

令和2年2月28日
更新：令和2年3月16日

